

## 労働保険料算出に用いる労働保険率の改定等について

～平成27年4月1日施行予定～

		平成26年度 確定	平成27年度 概算
改定されるもの	○業種別労災保険率	別紙資料の「現行」保険率	別紙資料の「改定後」保険率
	○海外派遣者の特別加入保険料率	4/1,000	3/1,000
	○労務比率 <small>（請負による建設事業に係る賃金総額の算定に当たり請負金額に乗ずる率）</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水力発電施設、ずい道等新設事業 18%</li> <li>・道路新設事業 20%</li> <li>・舗装工事業 18%</li> <li>・鉄道又は軌道新設事業 23%</li> <li>・建築事業(既設建築物設備工事業を除く) 21%</li> <li>・既設建築物設備工事業 22%</li> <li>・機械装置の組立て又は据付けの事業 組立て又は取付に関するもの 38%</li> <li>    その他のもの 21%</li> <li>・その他の建設事業 23%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>→ 19%</li> <li>20%</li> <li>18%</li> <li>→ 25%</li> <li>→ 23%</li> <li>→ 23%</li> <li>→ 40%</li> <li>→ 22%</li> <li>→ 24%</li> </ul>
	○労務比率の暫定措置	消費税額を含む請負金額に105/108を乗じる	消費税額を除く請負金額
現行のまま	○建設業の一人親方保険料率	19/1,000	
	○雇用保険率	一般の事業 13.5/1,000 農林水産清酒製造の事業 15.5/1,000 建設の事業 16.5/1,000	

# 労災保険率

【資料1】

平成27年4月1日改定予定

(単位： 1/1,000)

業種	労災保険率	
	現行	改定後
林業	60	60
海面漁業	20	19
定置網漁業又は海面魚類養殖業	40	38
金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業	88	88
石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	19	20
原油又は天然ガス鉱業	5.5	3
採石業	58	52
その他の鉱業	25	26
水力発電、ずい道等新設事業	89	79
道路新設事業	16	11
舗装工事業	10	9
鉄道又は軌道新設事業	17	9.5
建築事業	13	11
既設建築物設備工事業	15	15
機械装置の組立て又は据付けの事業	7.5	6.5
その他の建設事業	19	17
食料品製造業	食料品製造業（たばこ等製造業を除く。）	6
	たばこ等製造業	6
繊維工業又は繊維製品製造業	4	4.5
木材又は木製品製造業	13	14
パルプ又は紙製造業	7.5	7
印刷又は製本業	3.5	3.5
化学工業	5	4.5
ガラス又はセメント製造業	7.5	5.5
コンクリート製造業	13	13
陶磁器製品製造業	19	19
その他の窯業又は土石製品製造業	26	26
金属精錬業	6.5	7
非鉄金属精錬業	7	6.5
金属材料品製造業	7	5.5
鋳物業	17	18
金属製品製造業又は金属加工業	10	10
洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業	6.5	6.5
めつき業	7	7
機械器具製造業	5.5	5.5
電気機械器具製造業	3	3
輸送用機械器具製造業	4.5	4
船舶製造又は修理業	23	23
計量器、光学機械、時計等製造業	2.5	2.5
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	4	3.5
その他の製造業	7	6.5
交通運輸事業	4.5	4.5
貨物取扱事業	9	9
港湾貨物取扱事業	11	9
港湾荷役業	16	13
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3	3
農業又は海面漁業以外の漁業	12	13
清掃、火葬又はと畜の事業	13	12
ビルメンテナンス業	5.5	5.5
倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5	7
通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5	2.5
卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3.5	3.5
金融業、保険業又は不動産業	2.5	2.5
その他の各種事業	3	3
船舶所有者の事業	50	49